

## V. 認定研修機関の更新申請方法

認定研修機関の更新申請をされる方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。

### ・認定研修機関(甲)の更新申請について

認定失効期日の1年前から6ヵ月前までに行う。

#### <申請方法>

申請書類

1. 日本補綴歯科学会認定研修機関更新申請書 (様式26)
2. 指導医勤務に関する施設長(責任者)の証明書 (様式27)
3. 認定研修機関更新手数料3万円の郵便振替払込受領証のコピー

なお、認定研修機関更新手数料の改正により、認定証に記載されている認定期限が平成30(2018)年3月31日以降となっている認定研修機関は、更新手数料1万円。

(様式26の所定の箇所に貼付のこと。郵便振替口座番号は:00100-9-565193、  
加入者名:日本補綴歯科学会認定審議会)

#### <資格更新の認定>

認定研修機関資格の更新認定は、毎年4月と10月に行われる専門医認定委員会で、専門医制度施行細則第12条に基づき審議して決定、理事会に報告する。

#### <認定証の交付>

事務局から審査結果を申請者に通知する。申請者は日本補綴歯科学会認定研修機関更新登録申請書(様式28)を事務局に送付する。手続き確認後、認定証を交付する。

### ・認定研修機関(乙)の更新申請について

認定失効期日の1年前から6ヵ月前までに行う。

#### <申請方法>

申請書類

1. 日本補綴歯科学会認定研修機関更新申請書 (様式26)
2. 指導医勤務に関する施設長(責任者)の証明書 (様式27)
3. 認定研修機関更新手数料3万円の郵便振替払込受領証のコピー。

なお、認定研修機関更新手数料の改正により、認定証に記載されている認定期限が平成30(2018)年3月31日以降となっている認定研修機関は、更新手数料1万円。

(様式26の所定の箇所に貼付のこと。郵便振替口座番号は:00100-9-565193、  
加入者名:日本補綴歯科学会認定審議会)

#### <資格更新の認定>

認定研修機関資格の更新認定は、毎年4月と10月に行われる専門医認定委員会で、専門医制度施行細則第12条に基づき審議して決定、理事会に報告する。

<認定証の交付>

事務局から審査結果を申請者に通知する。申請者は日本補綴歯科学会認定研修機関更新登録申請書(様式28)を事務局に送付する。手続き確認後、認定証を交付する。

その他の不明な点は学会事務局にお問い合わせ下さい。

※ 日本補綴歯科学会認定審議会振込口座(郵便局)

口座番号:00100-9-565193

加入者名:日本補綴歯科学会認定審議会

※ 住所を変更された場合は、必ず書面にて下記の本学会事務局までお知らせ下さい。

公益社団法人 日本補綴歯科学会

〒105-0004 港区新橋 5-13-5

新橋 MCVビル3F

電話:03-5733-4680

ファクス:03-5733-4688